

～障がいのある人もない人も、充実した暮らしができる社会を実現していくために～

福祉推進課 TEL 21-6961



12月3日(金)～9日(木) は障がい者週間

市では、障がいに対する差別や偏見のない社会を目指して「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が平等で、真に豊かな社会の実現をめざしています。

この障がい者週間を機会に、誰もが充実した暮らしができる地域づくりについて一緒に考えていきましょう。

市では、毎年「はあとピアいずも（出雲市福祉芸術文化祭）」を開催しています。（今年は11月6日・7日に開催されました。）「はあとピアいずも」は障がいのある方が日頃の文化創造活動を発表し、地域の人たちと触れ合う機会を持つことで、障がいのある方に対する理解と関心を高めてもらおう場となっています。

「発達障がい」「高次脳機能障がい」を知っていますか

障がいは、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の三つの障がい知られていますが、新しい障がいとして「発達障がい」「高次脳機能障がい」が注目されるようになりました。

障がいのある方が、充実した生活を送るためには、地域の皆さんが障がいについて、正しく知ることが大切です。

障がいの特性を知り、ちょっとした配慮を行うことで不安やストレスの軽減につながり、暮らしやすくなります。

発達障がい

原因はまだ分かっていませんが、生まれながらの脳機能の障がいと考えられています。

広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群）、注意欠如（欠陥）多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等があります。

症状にはそれぞれに特性が

高次脳機能障がい

あり、一概には言えませんが、乳幼児期には、「友達とうまく遊べない」「会話になりにくい」「かんしゃくをよく起こす」、就学後には、「学校で授業についていけない」「友達ができない」、就職後には、「職場の人間関係がうまくいかない」「仕事がうまくこなせない」等として現れることがあります。

発生原因は、脳卒中（脳血管障がい）や交通事故、スポーツ等による脳外傷、心停止などによる低酸素脳症などがあります。

外見上は回復し、平常に戻ったようにみえても、「記憶が悪くなった」「新しいことが覚えられない」「イライラしやすくなった」「疲れやすくなる」「長続きしない」などの後遺症が残ります。

見た目からは障がいとわかりにくいので、「見えない障がい」とも呼ばれ、周囲の人からの理解が得にくいことがあります。

障がいのある人の相談窓口

心配事、困り事などお気軽に相談ください。いろいろな機関と連携をとり、障がいのある方やご家族などを支援します。

出雲市委託指定障がい者相談支援事業所

委託相談支援事業所	住所	電話番号
1 ハートピア出雲	出雲市武志町 693-4	23-2720
2 ふあっと	出雲市武志町 693-1	25-0130
3 さざなみ学園	出雲市神西沖町 2534-2	43-2252
4 光風園	出雲市湖陵町大池 240-1	43-2101
5 出雲サンホーム	出雲市神西沖町 1315	43-3200
6 かのん（ふたば園）	出雲市神西沖町 2476-1	43-2539
7 エルパティオ三葉園	出雲市東郷町 175-4	62-2977

※委託相談支援事業所は、県の指定相談支援事業所の中から、市が委託した指定相談支援事業所です。

出雲へのU・I・Jターンを応援します！

出雲市では、「定住支援センター」を設置し、住みよいまち出雲を全国へ向けPRするとともに、定住希望者に対するさまざまな支援を行っています。

定住支援センターの取組みについて、ご家族や知人・友人で、出雲市へのU・I・Jターンをご希望の方に、ぜひご紹介ください。

出雲市定住促進空き家活用事業

過疎地域等で、空き家となっている一戸建て住宅を市で借り上げ、定住希望者向けの市営住宅として整備して貸し出す事業をおこなっています。

今年度は大社町鵜鷺地区で事業を実施します。鵜鷺地区に定住を希望される方で、入居を希望される方を募集します。

- 所在地／大社町鵜鷺浦
 - 入居可能時期／平成23年3月下旬
 - 入居資格／原則として市外在住者の方。お子様と一緒に入居される方を優先します。
- ※入居者は、家族構成(人数等)を考慮し、選考により決定します。
- ※家賃や間取りなど、詳しくは定住支援センターへおたずねください。

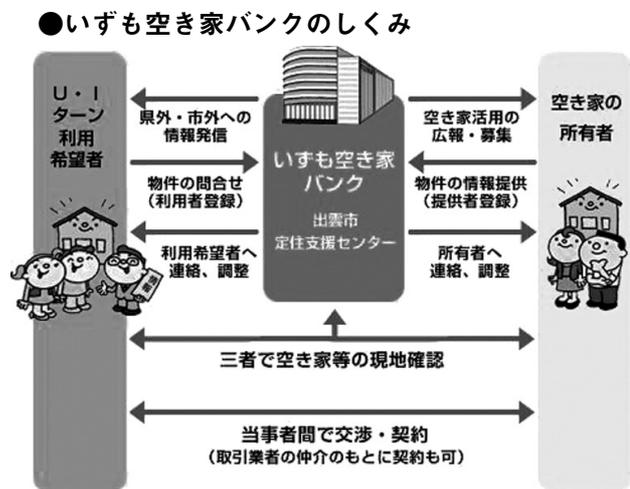
いずも空き家バンク

市のホームページで、市内の空き家・空き地の情報を提供しています。

市内に空き家・空き地をお持ちの方で、売却・賃貸をお考えの方は情報提供をお願いします。

空き家・空き地情報
随時募集中！！

※所有者の希望に応じて、宅建協会又は不動産協会を通じて宅地建物取引業者を紹介します。
(宅地建物取引業者の仲介で成約の際には、仲介手数料が必要となります。)



定住支援「住宅建築・リフォーム助成事業」

県外在住者が出雲市へ定住する目的で、住宅を建築、購入またはリフォームする場合に、助成金を交付します。

○対象者／20歳以上の県外在住者(県外在住5年以上の人。)

出雲市内で住宅を建築または購入

最高で50万円
助成します

固定資産税・都市計画税相当額を5年間助成

※上限額は10万円/年、中古住宅購入の場合は上限額5万円/年となります。

出雲市内に所有している住宅をリフォーム

最高で20万円
助成します

リフォームに要した費用の1/5(上限額20万円)を助成

※リフォーム助成は50万円以上を対象とします。
中古住宅を購入し、リフォームした場合は、両方の助成が受けられます。また、3親等以内の親族所有住宅もOKです。

おたずね／定住支援センター(自治振興課内)

電話 21-6629 FAX 21-6599

E-mail: teijyu@city.izumo.shimane.jp

http://www.teijyu-izumo.jp/



携帯サイト